

学会等会合開催費用への寄附における 個人費用の考え方

学会等の会合を開催する際の費用は、会場費、印刷費、機材費など会員が共同で支払う費用（会合開催費用）と、交通費、宿泊費、懇親会費、弁当代など本来参加する会員個人が負担すべき費用（個人費用）に分けることができます。

公正競争規約は、学会等の会合への参加者個人が負担すべき費用を製薬企業の資金（寄附金を含む）で援助することを禁止しています。したがって、形式的には団体に対する寄附金として拠出しても、その寄附金が参加者の個人費用にあてられると、参加者に対する間接的な金銭提供とみなされ製薬企業が公正競争規約違反となります。

以上のことから、当協議会では、製薬企業が学会等の団体に寄附できる対象を会合開催費用の不足分に限定しております。

会合開催に際して寄附を要請する場合には、会合開催費用と個人費用が分かるように、収支予算は細目（明細）を記載していただくようお願いいたします。

なお、学会等団体が会合開催に際し支払う金銭は、収入ごとに別々の会計をするわけではなく、総収入からの支払いとなりますので、製薬企業の資金が何に使われたかは判別できません。

そこで、製薬企業の資金が個人費用に使われていないことが明らかな「目に見える指標」を設定しました。

指 標

会合開催における総収入から製造販売業者の資金（寄附金、広告料、展示料、共催費等）を引いた額が、個人費用の総額を上回っていること

* 製造販売業者は製薬企業を指します。

なお、会終了後、速やかに決算報告書を寄附金拠出企業にご提出ください。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL：03-3669-5357（代表） FAX：03-3669-3839

URL：<https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

令和5年6月作成